

野田市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第20号

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 の一部を改正する規則

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年野田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第13条とし、同条の次に次の4条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合）

第14条 条例第24条の2第1項の規則で定める割合は、次条に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第17条に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の期間率）

第15条 期間率は、基準日以前6月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則別表第2に規定する勤務期間の区分に応じて、同表に定める割合とする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間）

第16条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、パートタイム会計年度任用職員が勤務時間を割り振られた日に勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、当該勤務しない期間を除算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率）

第17条 パートタイム会計年度任用職員の成績率は、当該パートタイム会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該パートタイム会計年度任用職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の102.5超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の102.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の102.5未満

第10条を第12条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り下げ、第6条中「第14条の2第3項」を「第14条の3第3項」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合)

第6条 条例第14条の2第1項の規則で定める割合は、野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年野田市規則第3号）第11条に規定する期間率にフルタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合（次条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の成績率は、当該フルタイム会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該フルタイム会計年度任用職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の102.5超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の102.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の102.5未満

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。